



国内外学術的会合等の主催・共催・協賛・後援等に関する規約

平成 28 年 6 月 8 日 第 3 回部会等運営委員会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、部会等運営委員会規程(1001)第 2 条に基づき、国内外学術的会合等の主催、共催、協賛および後援に関する取り扱いについて定め、国内外学術的会合等の事業を推進し、円滑で効果的な学会活動の活性化に資することを目的とする。

(主催、共催、協賛および後援の定義)

第 2 条 国内外学術的会合等の主催、共催、協賛および後援については、以下のとおり定義する。

- (1) 主催とは、国内外学術的会合等を一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）、部会、連絡会、支部等が中心となっておこなう事業をいう。
- (2) 共催とは、国内外学術的会合等の企画運営に本会、部会、連絡会、支部等が参加する事業をいう。原則として運営委員等の選出、共催金等分担が発生する。
- (3) 協賛および後援とは、国内外学術的会合等の趣旨に賛成し、協力する事業をいう。原則として運営委員等の選出および協賛金等の分担はおこなわない。

(国内外学術的会合等の事業)

第 3 条 国内外学術的会合等の事業については、以下のとおりとする。

- (1) 本会が主催または共催して学術的会合等を開催する場合は、その会合への本会主催または共催について、部会等運営委員会で審議し、理事会の承認を得る。
 - 1) 本会が主催または共催する国内外学術的会合等の事業について、部会等運営委員会は、単数または複数の担当部会を指定することができる。指定された部会は、本規約第 5 条に規定する審議内容についての申請を部会等運営委員会へおこなう。
 - 2) 本会が主催または共催する国内外学術的会合等の事業について、部会等運営委員会が担当部会を指定しない場合、当該事業の申請者は、本規約第 5 条に規定する審議内容についての申請を部会等運営委員会へおこなう。
- (2) 本会が協賛または後援する事業については、部会等運営委員会で審議し、理事会へ報告する。
- (3) 部会・連絡会・支部等が主催または共催する事業については、独立採算を原則とし、その計画は、部会等運営委員会で審議し、理事会へ報告する。
- (4) 部会・連絡会・支部等が協賛または後援する事業については、当該部会・連絡会・支部等で審議し、部会等運営委員会へ報告する。
- (5) 本会または部会・連絡会・支部等の主催、共催、協賛および後援等が決定した国内外学術的会合等の事業については、その関連記事を速やかに本会学会誌および本会ホームページに掲載するなど、会員への周知を図るとともに会員参加の便宜をはかる。

(国内外学術的会合等の事業への共催に関する特例)

第4条 本会または部会・連絡会・支部等が共催する国内外学術的会合等の事業のうち、運営委員等の選出および共催金等の分担がない名義上の共催であり、申請者へその旨を確認した場合については、本会または部会・連絡会・支部等が協賛または後援する場合と同等に取り扱うこととする。

(部会等運営委員会での審議内容)

第5条 本規約第3条第1項から第3項に規定する、部会等運営委員会で審議の必要な国内外学術的会合等の事業については、次の計画内容を審議する。

- (1) 主催、共催申請書
- (2) 開催概要
- (3) 収支予算計画。国際協力基金からの貸付金を収支予算計画に含む場合は、国際協力基金への戻入計画も含む。ただし、共催金等の負担がない場合、または共催金が20,000円以下で過去に支払い実績がある場合は省略することができる。
- (4) 学術的会合等に関する運営委員会、組織委員会等の組織・体制（原則として委員名簿を含む）

(国内外学術的会合等の事業での貸付金、余剰金、欠損金)

第6条 国内外学術的会合等の事業での貸付金、余剰金および欠損金については、「事業活動に伴う本部管理費、貸付金、余剰金及び欠損金に関する規程」(0303)にしたがう。

(改定)

第7条 本規約の改定は、部会等運営委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成22年11月30日 第513回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成24年9月14日 第11回理事会承認
 - ② 平成26年8月8日 第1回部会等運営委員会起案、平成26年9月26日 第3回理事会承認
 - ③ 平成28年6月8日 第3回部会等運営委員会承認、平成28年6月17日 第1回理事会報告

附則

- 1 平成26年8月8日起案の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成28年6月8日承認の規約は、部会等運営委員会承認の日から施行する。